明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（**厚生労働**一五）　一
○計量法関係手数料規則の一部を改正する省令（**経済産業**一一）　二

〔告　示〕
○国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画の変更を認定した件（**内閣府**五二五～五二八）　三
○大崎市に編入する区域として告示された区域の属すべき選挙区を定める件（**総務**七四）　四
○相模原市に編入する区域として告示された区域のうち、緑区に属する区域の属すべき選挙区を定める件（**同**七五）　四
○市の境界確定の件（**同**七六）　四
○日本国に帰化を許可する件（**法務**一二五）　五
○円借款の供与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**八二）　五
○スリランカ民主社会主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**八三）　五
○保安林の指定をする件（**農林水産**三四七～三六一）　六
○道路に関する件（**九州地方整備局**四六～四九）　八

〔国会事項〕
内閣　宮内庁　復興庁　九

〔人事異動〕
内閣　宮内庁　復興庁　九

〔叙位・叙勲〕
諸事項　一〇

〔皇室事項〕
諸事項　一〇

〔公　告〕
諸事項　一〇

官庁
司法書士懲戒処分、製造たばこ小売定価、適格機関投資家等特例業務届出者の業務廃止命令処分、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係　一〇

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三

会社その他　一三

省　令

○厚生労働省令第十五号

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十四号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二中「附則第四十六条第一項」を「附則第四十六条第一項」に改め、「及び次条第一項第二号」及び「国、地方公共団体又は」を削り、「附則第十七条第一項」を「附則第十七条第十二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（四分の三以上代表者）

第二十三条の二の二　年金機能強化法附則第四十六条第二項第二号イ及び同条第八項第二号イに規定する四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者（以下この条において「四分の三以上代表者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

一　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四十一条第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。

二　四分の三以上代表者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であること。

2　前項第一号に該当する者がいない事業主が同一である一又は二以上の適用事業所にあっては、四分の三以上代表者は同項第二号に該当する者とする。

3　事業主は、当該事業主に使用される者が四分の三以上代表者であること若しくは四分の三以上代表者になろうとしたこと又は四分の三以上代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いをしないようにしなければならない。

第二十三条の三第一項中「機構」の下に「又は健康保険組合」を加え、「附則第十七条第一項」を「附則第十七条第十二項」に改め、同項第一号中「国、地方公共団体又は」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「国、地方公共団体又は」を削り、同号を同項第二号とし、同条の次に次の三条を加える。

（過半数代表者）

第二十三条の三の二　年金機能強化法附則第四十六条第五項第二号イに規定する二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者（以下この条において「過半数代表者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

一　労働基準法第四十一条第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。

二　過半数代表者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であること。

2　前項第一号に該当する者がいない事業主が同一である一又は二以上の適用事業所にあっては、過半数代表者は同項第二号に該当する者とする。

3　事業主は、当該事業主に使用される者が過半数代表者であること若しくは過半数代表者になろうとしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いをしないようにしなければならない。

（任意特定適用事業所の申出）

第二十三条の三の三　年金機能強化法附則第四十六条第五項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。この場合において、同時に年金機能強化法附則第十七条第五項の申出を行うときは、当該申出書にその旨を併記しなければならない。

一　事業所（事業主が法人であるときは、本店又は主たる事業所）の名称及び所在地

二　事業主が法人であるときは、法人番号

2　前項の申出書には、年金機能強化法附則第四十六条第五項の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。